

地域福祉センター・デイホームの指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する地域福祉センター・デイホームにつきまして、令和7年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、4月25日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討いたしました結果、以下のとおりとし、選定を行うことを決定しましたので報告いたします。

施設名	宇治市西小倉地域福祉センター 宇治市東宇治地域福祉センター 宇治市広野地域福祉センター 宇治市槇島地域福祉センター 宇治市小倉デイホーム 宇治市平盛デイホーム	
現在の指定管理者	地域福祉センター <西小倉・東宇治・広野> 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社 <槇島> 社会福祉法人 山城福祉会 デイホーム <小倉> 社会福祉法人 宇治明星園 <平盛> 社会福祉法人 不動園	
公募・非公募		
非公募	<table border="1" data-bbox="456 1491 526 1527"> <tr> <td>理由</td> </tr> </table> 地域包括支援センター・デイサービスセンターなどの機能を兼ね備えており、これらの介護保険事業を行う事業者が施設の管理運営を一体的に行うことが最も効率的であり、地域に根差した介護保険事業者が地域福祉の活動拠点として管理運営を行うことで、施設の設置目的を最も効率的に実現できる。 なお、槇島地域福祉センターについては、現指定管理者の運営する障害者施設との合築となっており、建物を共有していることから管理運営を一体的に行うことが効率的である。	理由
理由		
指定期間		
5年	令和7年度～令和11年度	

利用料金制度	
導入無	理由 現時点においては、使用料の設定がない施設であるため。
委員会意見	
非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。	

上記を踏まえ、今後の予定は以下のとおり。

- 10月 第3回宇治市指定管理者候補者選定委員会（書面審査）
- 12月 指定管理者指定議案の提出